

資料 2

労働時間等説明会及びガイドラインの周知セミナーについて

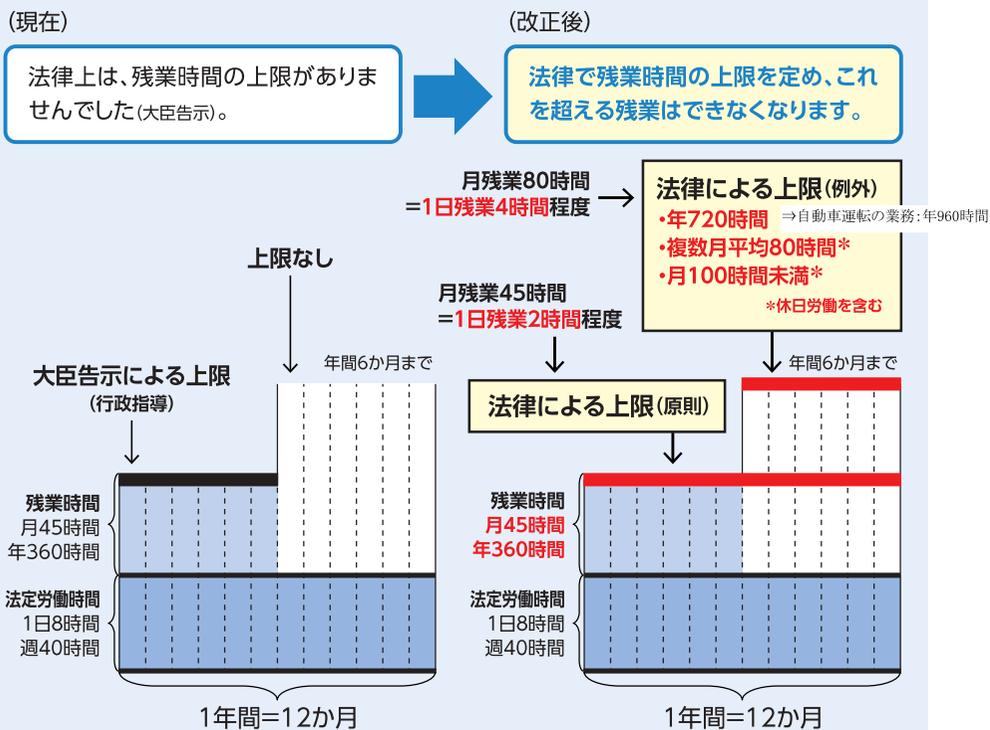
第 12 回

「鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」

鳥取労働局説明資料

1 時間外労働の上限規制

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大きな改革となります。(中小企業は1年後の2020年4月から適用となります。中小企業の定義はP17参照)



◎残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

◎臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内

(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

建設事業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
自動車運転の業務	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
医師	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、今後、省令で定めることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されています。

道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催について

1 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が平成36年(2024年)3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2 開催案

〈実施主体〉 労働基準監督署(トラックに関しては、「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」との共催も可能)

〈対象〉 全日本トラック協会(又は都道府県協会)の会員企業
日本バス協会(又は都道府県協会)の会員企業
全国ハイヤー・タクシー連合会(又は都道府県協会)の会員企業
※上記団体のいずれにも属していない企業については、把握方法も含め、別途説明会の開催を検討

〈説明会内容〉※詳細な内容は地域の特性に応じて労働基準監督署が調整する。

- 労働基準監督署から労基法や時間外労働等改善助成金等の説明
- 国土交通省各運輸局等から、必要に応じ、『『ホワイト物流』推進運動』や助成事業等の説明(運輸局等やトラック協会等の説明時間を設けない場合には、労働基準監督署において、リーフレットの配布や制度等の簡単な紹介を行う。)
- トラック協会等から業界としての対策の説明や会員企業への協力依頼

3 その他

- ・ トラックについては、労働基準監督署ごとに本説明会を実施する(全国で最低320回)(国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加)
- ・ バス・タクシーについては、筆頭署が中心となり他署との合同により、本説明会を実施する(バスの説明会：全国で最低47回、タクシーの説明会：全国で最低47回)(国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加)
- ・ 5年間で全ての道路旅客・貨物運送業を対象に説明会を実施するが、企業での準備期間等を考慮し、できる限り最初の3年間で集中的に実施する
- ・ 平成31年度開催予定の「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」(全国で50回、47都道府県で各1回以上開催)の場で、各施策等を説明することにより、トラックの説明会開催に代えることも可能とする
- ・ 国土交通省運輸局等への出席要請については、各都道府県労働局が調整することとするが、例えば、対象事業場の多く見込まれる筆頭署開催の説明会等に限定して、出席を要請する等が考えられる
- ・ トラックに関しては、都道府県に設置された取引環境・労働時間改善地方協議会を活用して、本説明会の内容等について検討を行う
- ・ 全日本トラック協会、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会の都道府県協会の職員(Ex.専務理事、事務局長次長等)に事業者との連携・調整役を依頼する。
- ・ 連携・調整役は、説明会の開催を事業者に周知する等、労働基準監督署に対する窓口となり必要な協力を行う。また、事業者から長時間労働削減に関する相談があった際には労働局を紹介する等、事業者による自主的な取組の促進に努める
- ・ 行政は、当該調整役に情報提供等必要な支援を行う
- ・ 連携・調整役の取組に当たって困難な点があれば行政が相談・支援を行う

労働時間相談・支援班による労働時間等説明会の開催等

		2019年度		2020年度	2021年度	2022～2023年度	2024年度
		第1四半期	第2四半期～				
医療保健業			都道府県医師会等との調整	2019～2021年度 集中実施期間 説明会の開催 (2019年度中に少なくとも各局1回以上)			上限規制の適用開始
建設業		建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)の開催		2019～2021年度 集中実施期間 労働基準監督署による説明会の開催 (全国で少なくとも320回)			
		建設業法等の改正	(国交省の取組)	建設業法等、建設業の働き方改革の取組説明会(P)			
				連携			
道路旅客・貨物運送業				2019～2021年度 集中実施期間			
トラック	取引環境・労働時間改善 地方協議会による検討			労働基準監督署による説明会の開催 (全国で少なくとも320回) 荷主及びトラック事業者に対する普及啓発 セミナー(委託事業)による対応			
バス	バス協会との調整			2019～2021年度 集中実施期間 労働基準監督署による説明会の開催 (全国で少なくとも47回)			
ハイヤー・タクシー	タクシー・ハイヤー協会との調整			2019～2021年度 集中実施期間 労働基準監督署による説明会の開催 (全国で少なくとも47回)			
私立学校			都道府県への講師派遣依頼等	早期に集中的に実施 労働基準監督署による説明会の開催			

※ 上限規制適用猶予業種ではない

令和元年度 道路貨物運送業における労働時間等説明会 開催要綱（案）

R1.9.9 鳥取労働局

自動車運転の業務につきましては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されていることから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要です。このためには、まず、「労働基準法等の改正内容」を含む労働時間に関する法制度等について、十分に理解することが重要となります。

については、労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向け、道路貨物運送業における労働時間等説明会を開催し、ここで得られた知見等を通じて自主的な取組が促進されるよう支援するため、

一般社団法人鳥取県トラック協会会員企業の経営者や人事・総務担当者等を対象として、下記のとおり開催いたします。

記

日 時：令和元年度内

場 所：①鳥取市内、②米子市内、③倉吉市内

対 象 者：一般社団法人鳥取県トラック協会会員企業の経営者、人事・総務担当者等

実施主体：各労働基準監督署

実施方法：一般社団法人鳥取県トラック協会が東部・西部・中部の各支部で開催する「輸送秩序確立対策セミナー」において各労働基準監督署労働時間相談・支援班より講師派遣して説明する。

説明内容：労働時間法制度、年次有給休暇の時季指定義務など

※説明会の事務局は、鳥取市内開催の説明会については鳥取労働基準監督署、米子市内開催の説明会については米子労働基準監督署、倉吉市内開催の説明会については倉吉労働基準監督署とする。

※協議会において方向を決定後、各労働基準監督署は各トラック協会各支部と調整し、説明会を開催する。

「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」

1 セミナーについて

厚生労働省が（株）富士通総研に委託して行う「令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」として実施されるもの。

（令和元年8月8日付け基発0808第5号）【資料2-⑥】

2 実施時期等

実施時期は令和2年2月27日（木）。場所は鳥取県倉吉市内を予定。

3 セミナーのプログラムについて【資料2-⑦】

①荷主団体等の挨拶について

②トラック運送事業者団体等の挨拶について

4 セミナーの周知について

基 発 0808 第 5 号
令 和 元 年 8 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業の
実施について

トラック運送業における長時間労働については、これまでも是正に向けた取組を行ってきたところであるが、長時間労働の背景に荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このため、平成 27 年度に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に設置し、荷主及びトラック運送事業者等の参画を得た上で、環境整備のための取組を継続しているところである。

同協議会では、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 か年にわたりパイロット事業（実証実験）を実施して荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、そこで得られた成果を平成 30 年度に「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめた。同協議会においては、今後、自動車の運転の業務について時間外労働の上限規制が適用される令和 6 年 4 月 1 日に向けて当該ガイドラインの普及に取り組むことなどにより、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

当該ガイドラインについては、既に、平成 31 年 2 月 13 日付け基発 0213 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 8（2）イ等により、各都道府県に設置した協議会を通じて周知に取り組むよう指示しているが、時間外労働の上限規制の適用猶予期間中のトラック運送業の長時間労働削減のためには、荷主及びトラック運送事業者を対象として当該ガイドライン等のさらなる周知を図り、長時間労働を是正するための環境整備を一層強力に推進する必要がある。

については、委託事業「令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」を実施することとしたので、了知されたい。

なお、事業の実施については、下記のとおりであるので、本事業が効果的なものとなるよう、的確に対応されたい。

記

1 事業の名称

「令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」

2 事業の委託先

本事業は、本省が株式会社富士通総研に委託して行う。

3 事業の実施期間

令和元年7月5日から令和2年3月31日まで

4 事業内容の概要

- (1) 荷主及びトラック運送事業者を対象とした「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等の周知セミナーの実施
- (2) 周知用コンテンツをまとめたポータルサイトの開設

5 都道府県労働局における対応

都道府県労働局においては、

- ・周知セミナーの開催についての荷主及びトラック運送事業者への周知
- ・周知セミナーにおける労働基準法等の改正内容等の説明
- ・ポータルサイトの開設についての荷主及びトラック運送事業者への周知等を行うこととなるが、別途指示するところにより、的確に対応すること。

午前	■会場準備
■セミナー受付 12:30～	■受付
■セミナー開始 13:00	■開会宣言
13:00～13:03	■開会の挨拶
13:03～13:06	■荷主団体等の挨拶
13:06～13:09	■トラック運送事業者団体等の挨拶
13:09～13:12	■配布資料確認
■セミナー本編 13:12～14:47 (95分)	■ガイドラインの説明(70分) ■パイロット事業 動画放映(10分) ■ポータルサイト紹介(5分) 質疑 応答 (10分)
14:47～15:00 (13分)	■休憩
15:00～15:25 (25分)	■国土交通省による説明
15:25～15:50 (25分)	■労働局による説明 質疑 応答 (10分)
16:00	■閉会宣言 ・「講師とのよろず相談」のお知らせ アンケート記入(10分)
■セミナー終了後 16:00～16:30	■講師との「よろず相談」 ・希望する受講者と自由な対話タイム(30分)
16:30～17:00	■会場 片付け

< 担当 >

受託者	※労働局による開会の挨拶、労働局による説明で使用する資料については 午前中 に会場へ直接持ち込む必要あり (資料セットは受託者において行う。)
受託者	※労働局長による挨拶を想定(労働局長の日程の都合がつかない場合は 労働基準部長又は監督課長を想定)
受託者	※各都道府県の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の 荷主団体又は荷主企業の委員 に挨拶を依頼
労働局	
荷主団体等	
トラック運送事業者団体等	
受託者	※各都道府県の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の トラック運送事業者団体又はトラック運送事業者の委員 に挨拶を依頼
受託者	
国土交通省	
労働局	※労働時間相談・支援班又は局監督課による説明を想定
国土交通省、労働局	
受託者	
受託者	
受託者	